

教職員の懲戒処分について

市立中学校教職員による公文書の改ざんが判明し、当該教職員に対し処分を行いましたので、お知らせします。

1 被処分者及び処分内容

(当事者)

	所属	職名	年齢	性別	処分内容
1	緑区 中学校	教頭	50歳	男	文書訓告
2	緑区 中学校	講師	38歳	男	文書訓告
3	緑区 中学校	校長	60歳	男	戒告

※当事者3（校長）は管理監督者でもある

2 処分年月日

令和3年3月26日（金）

3 事案概要

当事者1（教頭）は、保護者から提供を依頼された生徒指導部会資料に、当該保護者の感情を害する内容があったため、改ざんが必要であると判断した。当事者1は、資料作成者である当事者2（講師）に内容の改ざんを指示し、当事者2は従った。当事者3（校長）は、資料の改ざんを知っていたものの、黙認し、改ざんした資料を保護者へ提供することを了承した。内容の改ざんは、令和元年9月から令和2年2月までに行われた生徒指導部会18回の資料のうち17回分の資料に及び、その後、保護者へ提供した。

提供された資料から、日付に疑義の記載がある旨を保護者から市教委へ伝えられたため、市教委が調査したところ、当事者により記載内容が改ざんされていることが判明した。

4 再発防止の取組

- (1) 公務員倫理の徹底及び千葉市立学校文書取扱規程に基づく適切な文書管理を行う旨を全千葉市立学校に通知し、再発防止に努める。
- (2) 各種教職員研修において、公文書の適切な取り扱いについて学ぶ機会を設ける。
- (3) 教育職員課発行のコンプライアンス通信に、公文書の適切な取り扱いについての記事を掲載し、全校で校内研修を実施することにより、一人一人の意識改革を図る。